

嬉野市告示第81号

嬉野市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱を次のように定める。

平成29年6月30日

嬉野市長 谷口 太一郎

嬉野市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱

(目的)

第1条 この告示は、嬉野市内における再生可能エネルギー発電設備の設置を適切に誘導することにより、設置区域及びその周辺地域における災害防止とともに良好な自然、景観及び生活環境の調和を図り、もって住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する設備（建築物等の屋根又は屋上に設置するものを除く。）をいう。
- (2) 設置事業 発電設備の設置を行う事業（土地の権利の取得、伐採、造成、工事等設置に係る事業の全てを含む。）をいう。
- (3) 発電事業 発電設備における発電及び売電行為をいう。
- (4) 設置区域 発電設備の有無にかかわらず設置事業を実施しようとする区域をいう。
- (5) 事業者 設置事業及び発電事業を実施しようとするものをいう。
- (6) 地元住民 設置場所が所在する区域（嬉野市行政区設置規則（平成18年嬉野市規則第5号）別表に掲げる区域をいう。）内に居住する者及び設置場所が所在する区域に隣接する区域内に居住する者をいう。
- (7) 建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号及び第2号に規定する建築物及び特殊建築物をいう。

(適用を受ける事業)

第3条 この告示の適用を受ける設置事業は、設置区域の土地の合計面積が3,000平方メートル以上であるもの（既に施工済又は施工中のものと一体的に行う場合で、その合計面積が3,000平方メートル以上となるものを含む。）とす

る。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、関係法令を遵守するほか、設置区域、周辺地域の自然、景観及び生活環境に十分に配慮するとともに、事故、公害及び災害（以下「事故等」という。）を防止し、地元住民と良好な関係を保つよう努めなければならない。

2 事業者は、設置事業の実施に伴い事故等が発生したとき又は地元住民と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講ずるものとする。

(地元住民への説明等)

第5条 事業者は、設置事業の施工内容等について地元住民へ説明会等を開催するとともに、地元住民の理解を得るように努めるものとする。

2 事業者は、前項の説明会等を開催したときは、再生可能エネルギー発電事業説明会報告書（様式第1号）を作成するものとする。

(設置届)

第6条 事業者は、設置事業に着手する前に、再生可能エネルギー発電事業届出書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出し協議を行うものとする。

- (1) 再生可能エネルギー発電事業計画書（様式第3号）
- (2) 法人の登記簿謄本（事業者が法人の場合）
- (3) 位置図
- (4) 土地利用計画図（縮尺1/1000以上）
- (5) 土地造成計画平面図（縮尺1/1000以上）
- (6) 土地造成計画縦断図（縮尺 縦1/100以上 横1/1000以上）
- (7) 土地造成計画横断図（縮尺1/100～1/200）
- (8) 流量計算書
- (9) 排水施設構造図
- (10) 工作物設計図（平面図、立面図及び断面図）
- (11) 字図（字図には、地番、所有者等を記入すること。）
- (12) 再生可能エネルギー発電事業説明会報告書
- (13) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、樹木の伐採、切土、盛土、舗装その他土地の形質の変更

を伴わない場合は前項第5号から第8号までに掲げる書類を市と協議の上、省略することができる。

(事業者情報の表示)

第7条 事業者は、設置した発電設備に対し外部から見やすいように、事業者情報について記載した標識を掲示しなければならない。

(事業計画の変更)

第8条 事業者は、前条の規定より提出した再生可能エネルギー発電事業計画書の内容を変更したときは、速やかに市と協議するとともに再生可能エネルギー発電事業変更届(様式第4号)を変更箇所が分かる関係書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(指導及び助言)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、適切な措置を講ずるよう指導及び助言を行うものとする。この場合において、市長は、関係各課の意見を聴取するものとする。

2 事業者は、前項の規定による指導及び助言を受けたときは、改善状況報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(立入調査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、事業者の同意を得て関係職員等を設置場所内に立ち入らせ、設置事業の状況を調査させることができるものとする。

(完了届)

第11条 事業者は、設置事業が完了したときは、速やかに再生可能エネルギー発電設備設置完了届(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(発電事業終了後の計画)

第12条 事業者は、前条の規定により再生可能エネルギー発電設備設置完了届を提出する際、発電事業終了後の発電設備の処理について処理計画書(様式第7号)を市長に提出し、発電事業終了後は周辺地域の環境及び地元住民に配慮した発電設備の処理を行うものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年7月1日から施行し、平成29年10月1日以後に設置

事業に着手する発電設備について適用する。